



## Headline

- ✦ 汚染地下水の到達距離
- ✦ トランプ政権になってからの環境政策はどうなるか？
- ✦ 企業統合 (PMI) 段階の EHSS 統合
- ✦ プロセス安全/グローバルな取組みと日本企業への影響

### 汚染地下水の到達距離

現在、環境省では土壌汚染対策法（以下、土対法）の改正に向けた検討を進めており、昨年12月にその改正の概要を示す「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」が公表されました。その答申の中から「汚染地下水の到達距離」を取り上げ、現行の内容とその改正の内容について以下に解説します。

汚染サイトにおいて、汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出した場合、地下水の流動とともに、地下水汚染が拡大する恐れがあります。環境省は、通知（環水大土発第110706001号平成23年7月8日）の中で、一般値として下記の距離を、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲（一定の範囲）の目安として示しています。

特定有害物質の種類	一般値 (m)
第一種特定有害物質（トリクロロエチレン等）	概ね 1,000
六価クロム	概ね 500
砒素、ふっ素、ほう素	概ね 250
シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン並びに第三種特定有害物質（PCB、農薬等）	概ね 80

これは、地下水の実流速が23m/年程度に相当するものであり、一般的な帯水層での値とされています。また、汚染の到達期間を100年程度に設定しています。これはあくまで目安であり、同通知の中では、地下水汚染が到達する具体的な距離については、地層等の条件により大きく異なるため、個々の事例ごとに地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定されることが望ましいとしています。しかし、実態としては、ほとんどのケースにおいて、この目安の値が地下水汚染が到達し得る一定の距離として採用されているのが現状です。

土対法に基づく調査によって土壌汚染が確認された場合、一定の範囲に飲用井戸が存在した場合、要措置区域の指定要件に該当するため、措置を実施する必要が生じます。また、一定の範囲内の飲用井戸にて地下水汚染が生じているか、生じる恐れがある場合は、土対法第5条の調査命令や水質汚濁防止法第14条の浄化措置命令が出る可能性があり、この一定の範囲は、汚染サイトの土地所有者等にとって影響が大きい値です。

今回の答申によれば、この地下水汚染が到達し得る範囲について個々の土地ごとの地下水の流向・流速、地下水質の測定結果、地質等に関するデータを用いて、適切に設定されるようにすべきとされています。また、飲用井戸についても、その定義が不明確であり、かつ行政の所有する飲用井戸情報が乏しいことから合理的な把握方法を明確化することとされています。

### 日本企業への影響

今後の土対法改正により、各サイトにおける汚染の到達距離が見直され、汚染の到達距離が拡大したり、より正確で詳細な飲用井戸の位置の把握によって、要措置区域に指定される可能性や調査命令が発令される可能性が変わる恐れがあります。今後の具体的な法改正の内容に注視すると共に、所有するサイトの地下水の流動状況や周囲の飲用井戸の存在状況についても確認することが望ましいと考えます。

(河村優也)

### トランプ政権になってからの環境政策はどうなるか？

現在、世の中の様々な個人・企業または政治家がその言動と動向に注視しているのが米国の新大統領のドナルド・トランプですが、トランプ新政権による環境政策への影響も大きな関心事の一つであります。前回のニュースターでは、「大統領選前に「アメリカ合衆国における大統領選と今後の環境政策」と題して、「パリ協定」への批准からの脱却、引き続き石炭を主要なエネルギー源として活用、環境保護庁（USEPA: US Environmental Protection Agency）の解体など、これまでの世の中の流れと相反するようなトランプ氏の環境政策を紹介いたしました。先日、トランプ氏が大統領に正式に就任しましたが、環境以外の政策を含めて実際にどのような政策を実行に移していくのかは現時点では未知数であります。ただし、エネルギー政策に関しては、気候変動対策そのものに焦点を当てる政策よりは、自国の経済発展・雇用増加等に結びつくような政策に大きく比重を置き、米国の経済発展の足かせになるような環境政策はハードルを下げ、経済発展に整合するような環境政策を当分の間は推し進めていくことになると予想されます。前大統領のオバマ氏は現職大統領としては異例な対応としてグリーンエネルギーが米国経済の発展に重要であることを論文で発表しましたが、トランプ政権がグリーンエネルギーの推進を環境政策の中でどのように捉えていくのかは特に注目をしていきたいところです。

### 日本企業への影響

トランプ政権が誕生したばかりであり環境政策の具体的な方向性はまだ示されていないため今後の動向を見極めるために、日米間でのグリーンエネルギー政策に関する議論を含めて様々な動きが一時的に遅くなるが見込まれます。一方、沖縄・ハワイ グリーンエネルギー協力事業等の州・県レベルでの協力活動をグリーンエネルギー推進事業のモデル事業とすることをトランプ氏は視野に入れているため、州・県レベル間でのグリーンエネルギー産業の発展に向けた交流が盛んになり、日本企業の海外進出の機会が増える可能性があります。

(鈴木洋平)

## 企業統合 (PMI) 段階の EHSS 統合

グローバル化で競争力向上を目指した成長戦略の一環としてクロスボーダー M&A への関心が高まる中、企業統合 (PMI) 段階における環境・労働安全衛生・サステナビリティ (EHSS) の統合の重要性が高まっています。統合に向けて動き出すべきクロージング後のタイミングに、デューデリジェンスで明らかにできなかった統合相手の EHSS 管理状況を確認する作業に終了してしまったりと、実施すべきだった統合への取り組みが遅れてしまうと、速やかな事業継続性の確保や、期待したシナジー効果の創出に障害を与えるなど様々な課題が発生するためです。一般的に、統合作業にかけられる予算やリソースはクロージングから時間とともに著しく低下していくため、EHSS の統合はクロージング前から積極的に検討を進めることが必要となります。EHSS の統合を成功に導くための主要な検討事項は以下が挙げられます。

- ・ **債務及びリスク**：EHSS に関するリスクや汚染サイトに伴う債務及び費用の特定・定量化・優先度付・低減。操業の再編・停止・閉鎖の検討。EHSS リザーブの見積り、及び財務報告書の準備。
- ・ **コンプライアンス**：法令及び社内基準の順守状況確認。コンプライアンスギャップを特定し、改善計画や投資予算の計画。許認可関係の承継や更新。
- ・ **オペレーショナル・エクセレンス**：マネジメントシステム等 EHSS プログラムの効率性や信頼性の改善。
- ・ **成長**：成長支障の特定、投資計画のレビュー、CSR パフォーマンスの報告等による、事業継続性や事業拡大の促進。
- ・ **会社分割及び工場閉鎖**：操業停止施設や分割予定の資産の移行や売却の実施等。
- ・ **組織及び戦略**：コアとなる EHSS 機能の統合。ベストプラクティスの特定。EHSS 戦略、組織計画、技能評価、社内基準、手順の策定。

クロージング前からの準備に加え、EHSS 統合においては、クロージングから約 100 日間で計画的に取り組むことが必要となります。100 日間を終了するまでには、統合相手の主要な負債やコンプライアンス問題について包括的に理解し、以下に取り組むことが必要となります。

- ・ EHSS の統合についての明快なビジョンの設定。
- ・ 統合相手の強み、弱み、改善点に関する十分な理解。
- ・ EHSS 面での統合を進めるために必要となる、設備投資、プログラムの改善、外部リソース導入のために予算の確保。
- ・ 統合後にコスト削減に寄与できるような計画の提案。

クロージングから約 100 日間には、事業継続性の確保、十分なベースライン状況の評価、パフォーマンス向上やリスク回避のためのアクションプランの実行、包括的な EHSS に関する PMI 計画・予算の策定に焦点を当てる必要があります。また、この段階にて、EHSS に関する組織、期待、役割、責任を定義して周知することで、統合後の事業及び EHSS のビジョンを達成するためにチームと共通認識をもつことができ、EHSS の統合、延いては全体の PMI プロセスの成功につなげることが可能となります。

## 日本企業への影響

国内企業が積極的に M&A を実施する中、今後 EHSS の統合を着実に実施しなければ、統合後の事業継続性の確保や、期待したシナジー効果の創出に障害が出るのが考えられます。ERM では、EHSS に関する PMI 支援サービスを専門的に提供するチームを有しており、EHSS の統合計画段階から実行までをサポートすることが可能です。デューデリジェンスは、あくまで限られた期間で実施される調査となるために、その後コンファマトリーデューデリジェンスとして EHSS 監査を実施するなど、時間をかけて着実な PMI 準備をすることが推奨されます。

(西澤 建)

## プロセス安全/グローバルな取組みと日本企業への影響

プロセス安全の最終的な目的は製造プロセスに起因する事故 (爆発・火災・漏洩) の防止です。製造現場でプロセスに起因した事故が発生した場合、死亡事故を含む重大災害に結びつく事も少なくありません。欧米諸国ではプロセス安全は労働安全と共に製造現場における事故防止の重要な構成要素と認識されており、プロセス安全管理システム (Process Safety Management system = PSM システム) の体系的な導入が法的に義務付けられている国も多くあります。例えば米国では労働安全衛生法に基づき設置された労働安全衛生局 (Occupational Safety & Health Administration = OSHA) が、PSM システムの規格として、14 のエレメントと呼ばれる要素により構成されたプロセス安全管理標準を設定しています。

各エレメントにおいて具体的な達成手段は規定されていませんが、米国化学工学会 (American Institute of Chemical Engineers = AIChE) の下部組織にあたる化学プロセス安全センター (Center for Chemical Process Safety = CCPS) が多くのガイドラインを発行しています。CCPS には多くのグローバル企業が加盟しており、プロセス安全に関する法的な整備が遅れている国々においては CCPS ガイドラインを社内基準として導入する企業も増えています。このような状況において PSM システムに基づく CCPS ガイドラインは実質的なプロセス安全におけるグローバル標準となりつつあります。

日本においては、歴史的に労働安全の重要性が強調される傾向が強くなり、一般的に保安防災と呼ばれるプロセス安全は労働災害防止の一手段として認識されてきました。最近では保安防災も事故防止の独立した構成要素であるとの認識が広がり、企業においても対応が進んでいます。法的には「労働安全衛生法」、「消防法」、「高圧ガス保安法」等によりプロセス安全に関する詳細が規定されており、これらの法律を遵守することによりプロセス安全を担保する事が可能になっています。しかしながら、法律の遵守に主眼が置かれる事によりプロセス安全管理システムが縦割になり、包括的な流れの管理が不十分になる傾向も一部に観察されます。

## 日本企業への影響

グローバル化が進む中、日本の企業においても海外で工場を設立したり、海外企業と提携して国内で工場を設立したりする場合には、PSM システムが必須となります。プロセス安全担当者においては、PSM システムと CCPS ガイドラインの積極的な理解が推奨されます。

PSM システムを理解することは、付帯的に、現在のプロセス安全管理システムの改善にもつながります。もし既存のシステムが縦割的ならば、PSM システムの包括的に流れを管理する管理手法を導入する事により、よりいっそうの充実が期待できます。PSM システムの理解による既存のプロセス安全管理システムの改善を検討する事を、合わせて推奨いたします。

(滝島 美孝)

ERM では、弊社ホームページに人材の募集情報を掲載しています。

URL: [www.erm.co.jp](http://www.erm.co.jp)

Newsletter 全般に関するお問い合わせ

ERM.JapanNewsletter@erm.com

次回の Newsletter は、2017 年 4 月 28 日頃発行予定となります。